

## 独立行政法人労働者健康福祉機構長期借入金計画(案)

労働安全衛生融資の原資として借り入れていた財政融資資金への返還に充てた民間金融機関からの借入金の償還のため、必要な資金について民間金融機関から借り入れを行うものである。

## 【計画額】

(単位:千円)

	長期借入金
平成25事業年度合計	1,824,399
当年度新規借入額	0
借換額	1,824,399

(注) 平成25事業年度借入額は、見込みで計上している。

## 【借入条件】

借入金の使途	民間借入金への償還
種類	長期借入金
償還期間	1年
借入月	借入月は、5月、9月、10月及び3月とする。
借入利率	市場レートに基づいた金利とする。

## 独立行政法人労働者健康福祉機構償還計画(案)

【平成25事業年度償還計画】

(単位:千円)

区 分	長期借入金
平成25年3月末償還未済額 (A)	2,118,348
平成25年度借入見込額 (B)	1,824,399
	(内訳)
	当年度新規借入額 0
	借換額 1,824,399
平成25年度償還計画額 (C)	2,118,348
平成25事業年度末償還未済額 (A)+(B)-(C)	1,824,399

(注)平成25年3月末償還未済額は、見込みで記載してある。

【参考:平成26事業年度以降の長期借入金】

(単位:千円)

区 分	①			②	③(①-②)
	前年度から の借入残	当年度 借入額	借入金合計	当年度 償還額	当年度末 借入残額
平成26事業年度	1,824,399	1,560,277	3,384,676	1,824,399	1,560,277
平成27事業年度	1,560,277	1,319,788	2,880,065	1,560,277	1,319,788
平成28事業年度	1,319,788	1,081,742	2,401,530	1,319,788	1,081,742
平成29事業年度	1,081,742	845,927	1,927,669	1,081,742	845,927

【第8回労働部会（平成16年2月12日開催）了承】

## 労働部会における長期借入金及び債券発行に係る 意見の取扱いについて

- 労働者健康福祉機構及び雇用・能力開発機構の長期借入金及び債券発行について、厚生労働大臣が認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている（独立行政法人労働者健康福祉機構法第14条第3項、独立行政法人雇用・能力開発機構第15条第2項）。  
また、当該長期借入金及び債券の償還計画についても、毎事業年度、厚生労働大臣が認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている（労働者健康福祉機構法第15条第2項、雇用・能力開発機構第16条第2項）。
- 長期借入金及び債券発行については、通常、年度中数次にわたって行われることから、個別の認可の都度、部会の意見をいただく形に代えて、第8回労働部会における了承の下に、以下のような取扱いとすることとしている。

### 【労働部会における長期借入金及び債券発行に係る意見の取扱い】

① 年度を通じた「長期借入金計画」及び「債券発行計画」について、あらかじめ、部会の了承をいただく（これらの「償還計画」と併せて審議）。



② 長期借入金及び債券発行の個別の認可に際しては、部会長において、部会が了承した長期借入金計画及び債券発行計画の範囲内のものであることを確認いただき、了承を得ることをもって、部会の意見をいただいたという取扱いとする。  
また、当該了承事項については、直近の部会において報告する。



③ 仮に、長期借入金計画及び債券発行計画の範囲を超える事態が生じた場合には、改めて部会で審議をいただくこととする。

※ 長期借入金及び債券発行に係る意見については、厚生労働省独立行政法人評価委員会令、同運営規程等に基づき、部会の議決を評価委員会の議決とする事項とされている。